

松山市消費生活モニターの募集

- モニター期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（2 年間）
- 内 容 消費生活の向上に関する意見・要望などの情報提供
毎月 1 回の学習会（講義、見学、実習）
- 対 象 者 市内在住（松山市に住民票があること）で日常の買物など家計に携わり、
消費生活に強い関心を持っている人（同モニター経験者・公務員は除く）
- 定 員 20 人以内
- 謝 礼 年額 1 万 2000 円（予定）
- 申 し 込 み 締め切り 2 月 10 日（金）までに（当日消印有効）
はがきまたはファックス、e メールで郵便番号、住所、氏名、生年月日、
電話番号、職業、応募の理由を書いて〒790-8571 松山市二番町四丁目 7
-2 松山市市民相談課消費生活センターまで。応募多数の場合は抽選。
TEL 948-6381 FAX 934-1768
e メール shouhi@city.matsuyama.ehime.jp へ

「松山市消費生活モニター」について（概要）

1. モニター募集の目的は？

学習会などを通じて、かしこい消費者として研鑽を積んでいただきます。

市民が健全な消費生活を営むことを目的として、モニターから直接意見、要望、苦情等の情報を把握し、市民生活に直結した消費者行政を推進するものです。

2. 学習会はどのようなもの？

テーマは消費生活全般に関する講義、見学、体験などです。

3. 学習会の開催時期は？

毎月1回。曜日は固定していません。おおむね午前10時から12時まで開催しています。

4. 学習会以外の活動は？

①毎月1回、日頃感じている消費生活に関するご意見、要望、苦情等を「モニター通信」として提出してもらおう。

②量目調査（日ごろ買物をするもの（肉、魚、惣菜など）をはかりで計って、誤差を調べる）を行い、結果を記入し、提出してもらおう。